改 正 後

# 京都大学人権委員会規程 (平成16年達示第147号)

(前略)

(部局人権委員会)

第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。)に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。

2 · 3 (略)

(後略)

京都大学の学系、学域及び全学教員部に 関する規程

(平成27年達示第65号)

(前 略)

(学系の業務)

- 第4条 学系は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 教員の採用及び昇任に関する事項(以下「採用等」という。)及び研究科等(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節までに定める施設等をいう。)をいう。以下同じ。)への配置に関すること。

(2) • (3) (略)

(後略)

(部局人権委員会)

第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。)に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。

2 · 3 (同 左)

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(学系の業務)

- 第4条 学系は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 教員の採用及び昇任に関する事項(以下「採用等」という。)及び研究科等(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節までに定める施設等をいう。)をいう。以下同じ。)への配置に関すること。
  - (2) (3) (同 左)

### 京都大学における情報公開制度の実施に 関する規程

(平成13年達示第7号)

(前 略)

第2条 (略)

2 この規程において「部局」とは、各研究科、 各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及 び各センター等(国立大学法人京都大学の組織 に関する規程(平成16年達示第1号)第3章 第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第12節 まで(第47条第1項に定める組織のうち図書 館機構を除く。)に定める施設等をいう。)を いう。

(後略)

京都大学における個人情報の保護に関す る規程

(平成17年達示第1号)

(前 略)

(保護管理者)

第4条 個人情報を取り扱う部局(各研究科等 (研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附 属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学 の組織に関する規程(平成16年達示第1号。 以下この項において「組織規程」という。)第 3章第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第1 2節までに定める施設等をいう。)をいい、組 織規程第56条第1項の部局事務部等を含 む。)、事務本部の課若しくは室又は共通事務 部の課若しくはセンターをいう。以下同じ。) に保護管理者を置き、当該部局の長(全学教員 部にあっては、総長が指名する理事)をもって 充てる。

2 · 3 (略)

(後略)

京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程

(平成27年達示第49号)

第2条 (同 左)

2 この規程において「部局」とは、各研究科、 各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及 び各センター等(国立大学法人京都大学の組織 に関する規程(平成16年達示第1号)第3章 第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第1 2節まで(第47条第1項に定める組織のうち 図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。) をいう。

後

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(保護管理者)

第4条 個人情報を取り扱う部局(各研究科等 (研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附 属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学 の組織に関する規程(平成16年達示第1号。 以下この項において「組織規程」という。)第 3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から 第12節までに定める施設等をいう。)をいい、 組織規程第56条第1項の部局事務部等を含 む。)、事務本部の課若しくは室又は共通事務 部の課若しくはセンターをいう。以下同じ。) に保護管理者を置き、当該部局の長(全学教員 部にあっては、総長が指名する理事)をもって 充てる。

2 · 3 (同 左)

改 正 後

(前 略)

(保護責任者)

第6条 特定個人情報を取り扱う部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第12節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部の課若しくは室又は共通事務部の課若しくはセンターをいう。以下同じ。)に保護管理者を置き、当該部局の長(全学教員部にあっては、総長が指名する理事)をもって充てる。

2·3 (略) (後略)

京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程

(平成15年達示第43号)

(前 略)

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(7) (略)
  - (8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。

(9)~(11) (略)

(後略)

(保護責任者)

第6条 特定個人情報を取り扱う部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第12節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部の課若しくは室又は共通事務部の課若しくはセンターをいう。以下同じ。)に保護管理者を置き、当該部局の長(全学教員部にあっては、総長が指名する理事)をもって充てる。

2 · 3 (同 左)

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義) 第2条 (1)~(7) (同 左)

- (8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。
- (9)~(11) (同 左)

改 正 後

### 国立大学法人京都大学教職員のクロスアポイントメントの実施に関する規程 (平成26年達示第55号)

(前略)

(クロスアポイントメントの承認)

- 第5条 クロスアポイントメントを実施すると きは、事前に総長の承認を受けなければならない
- 2 対象教職員は、前項の承認を受けようとする ときは、クロスアポイントメントを実施する初 日の2月前までに所定の申請書を対象教員に あっては、所属する学系又は全学教員部の長 (全学教員部にあっては当該クロスアポイン トメントを実施する教員が所属する全学機能 組織を担当する理事) (以下「学系等の長」と いう。)に、対象特定教員及び対象特定職員に あっては、所属する部局(各研究科、各附置研 究所、医学部附属病院及び各センター等(国立 大学法人京都大学の組織に関する規程(平成1 6年達示第1号。以下この項において「組織規 程」という。)第3章第7節及び第8節並びに 第9節から第11節までに定める施設等をい う。)をいい、組織規程第56条第1項の部局 事務部等を含む。)の長(以下「部局の長」と いう。)に提出しなければならない。

3 • 4 (略)

(後略)

京都大学におけるハラスメントの防止等 に関する規程

(平成17年達示第66号)

(前 略)

(部局の長の責務)

第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。以下同じ。)の長(事務本部

(クロスアポイントメントの承認)

第5条 (同 左)

2 対象教職員は、前項の承認を受けようとする ときは、クロスアポイントメントを実施する初 日の2月前までに所定の申請書を対象教員に あっては、所属する学系又は全学教員部の長 (全学教員部にあっては当該クロスアポイン トメントを実施する教員が所属する全学機能 組織を担当する理事)(以下「学系等の長」と いう。)に、対象特定教員及び対象特定職員に あっては、所属する部局(各研究科、各附置研 究所、医学部附属病院及び各センター等(国立 大学法人京都大学の組織に関する規程(平成1 6年達示第1号。以下この項において「組織規 程」という。)第3章第7節及び第8節並びに 第8節の3から第11節までに定める施設等 をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の 部局事務部等を含む。) の長 (以下「部局の長」 という。) に提出しなければならない。

3 · 4 (同 左)

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(部局の長の責務)

第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。以下同じ。)の長(事務

にあっては、人事担当の理事。以下同じ。)は、 当該部局におけるハラスメントの防止等に関 し総括し、当該部局においてハラスメントに起 因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に 対処しなければならない。

(後略)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

### 京都大学教員表彰規程

(昭和24年達示第63号)

(前 略)

(対象者)

- 第2条 表彰は、次の各号の一に該当する本学の 教員に対して行うものとする。
  - (1) 本学において教育、研究又は医療等の活動に積極的に取り組み、極めて顕著な成果をあげた者
  - (2) 本学の管理運営に極めて顕著な貢献をした者
  - (3) 権威のある賞の受賞等により社会的に評価される成果をあげた者
  - (4) 大型プロジェクトの構築について極めて 顕著な貢献をした者

(候補者の推薦)

第3条 理事及び部局(各研究科、各附置研究所、 附属図書館、医学部附属病院及び各センター等 (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号)第3章第7節及び第 8節並びに<u>第9節</u>から第11節までに定める 施設等をいう。)をいう。以下同じ。) の長は、 前条各号の一に該当すると認められる教員を 総長に推薦することができる。

(後略)

# 京都大学研究成果有体物取扱規程 (平成19年達示第58号)

(前 略)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。 (対象者)

第2条

(1)

(2) | (同 左)

改

に対処しなければならない。

TF.

本部にあっては、人事担当の理事。以下同じ。)

は、当該部局におけるハラスメントの防止等に

関し総括し、当該部局においてハラスメントに

起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切

附 則(令和7年達示第21号)

後

(3)

(4)

(候補者の推薦)

第3条 理事及び部局(各研究科、各附置研究所、 附属図書館、医学部附属病院及び各センター等 (国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号)第3章第7節及び第 8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節までに定 める施設等をいう。)をいう。以下同じ。) の長 は、前条各号の一に該当すると認められる教員 を総長に推薦することができる。

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 (同 左)

(1)~(5) (略)

- (6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、 附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。
- 2 (略)

(後 略)

京都大学における臨床研究等データの外 部機関への利用許諾に関する規程 (令和2年達示第45号)

(前 略)

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
  - (1)  $\sim$  (4) (略)
  - (5) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、 附属図書館、医学部附属病院及び各センター 等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及 び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機 構を除く。)に定める施設等をいう。)をい う。

(後略)

#### 京都大学寄附金取扱規程

(平成16年達示第99号)

(前 略)

(定義)

第2条 (略)

2 この規程において「部局」とは、各研究科、 各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及 び各センター等(国立大学法人京都大学の組織 に関する規程(平成16年達示第1号)第3章 改 (1)~(5) (同 左)

(6) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、 附属図書館、医学部附属病院及び各センター 等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及 び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書 館機構を除く。)に定める施設等をいう。) をいう。

正

後

2 (同 左)

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義) 第2条 (1)~(4) (同 左)

> (5) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、 附属図書館、医学部附属病院及び各センター 等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及 び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書 館機構を除く。)に定める施設等をいう。) をいう。

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 (同 左)

2 この規程において「部局」とは、各研究科、 各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及 び各センター等(国立大学法人京都大学の組織 に関する規程(平成16年達示第1号)第3章

改 正 後

第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節 まで(第47条第1項に定める組織のうち図書 館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並 びに事務本部をいう。

(後略)

# 京都大学助成団体助成金取扱規程 (令和5年達示第17号)

(前 略) (定義) 第2条 2 (略)

3 この規程において「部局」とは、各研究科、 各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及 び各センター等(国立大学法人京都大学の組織 に関する規程(平成16年達示第1号)第3章 第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節 まで(第47条第1項に定める組織のうち図書 館機構を除く。)に定める施設等をいう。)並 びに事務本部をいう。

(後 略)

#### 京都大学産学共同講座及び産学共同研究 部門規程

(平成29年達示第59号)

(前 略) (定義)

#### 第2条 (略)

2 この規程において「産学共同研究部門」とは、 附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は センター等(国立大学法人京都大学の組織に関 する規程(平成16年達示第1号)第3章第7 節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節まで (第47条第1項に定める組織のうち図書館 機構を除く。)に定める施設等をいう。次項に おいて同じ。)の研究部門若しくはこれに相当 する組織において行われる産官学連携による 研究に相当するものを実施するもので、その設 置及び運営に必要な経費について、共同研究費 等を充てるものをいう。 第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第1 1節まで(第47条第1項に定める組織のうち 図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。) 並びに事務本部をいう。

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義) 第2条 2 (同 左)

3 この規程において「部局」とは、各研究科、 各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及 び各センター等(国立大学法人京都大学の組織 に関する規程(平成16年達示第1号)第3章 第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第1 1節まで(第47条第1項に定める組織のうち 図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。) 並びに事務本部をいう。

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 (同 左)

2 この規程において「産学共同研究部門」とは、 附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又は センター等(国立大学法人京都大学の組織に関 する規程(平成16年達示第1号)第3章第7 節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節 まで(第47条第1項に定める組織のうち図書 館機構を除く。)に定める施設等をいう。次項 において同じ。)の研究部門若しくはこれに相 当する組織において行われる産官学連携によ る研究に相当するものを実施するもので、その 設置及び運営に必要な経費について、共同研究 費等を充てるものをいう。 
 改 正 前
 改 正 後

 3 (略)
 3 (同 左)

(後 略)

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

京都大学における安全保障輸出管理に関する規程

(令和2年達示第40号)

(前 略)

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
  - (1) (2) (略)
  - (3)「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。

(4)~(17) (略) (後略)

> 京都大学におけるライフサイエンス研究 等に係る倫理の保持、安全の確保等に関 する規程

> > (平成27年達示第72号)

(前 略)

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等

(定義) 第2条 (同 左) (1)·(2)

(3) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。

 $(4) \sim (17)$  (同 左)

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務

前 改 正

を含む。)をいう。)、事務本部及び各共通事 務部をいう。

 $2\sim5$ (略)

(後略)

京都大学安全衛生管理規程 (平成19年達示第8号)

(前略)

(用語の定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各 号に定めるところによる。
  - (1)~(6) (略)
  - (7) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究 所、附属図書館、医学部附属病院及び各セン ター等(国立大学法人京都大学の組織に関す る規程(平成16年達示第1号。以下この号 において「組織規程」という。) 第3章第7 節及び第8節並びに第9節から第11節ま でに定める施設等をいう。)をいい、組織規 程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、 事務本部及び各共通事務部をいう。

(後略)

### 京都大学化学物質管理規程 (令和3年達示第66号)

(前略)

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (略) (1)
  - (2) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各 附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及 び各センター(国立大学法人京都大学の組織 に関する規程(平成16年達示第1号。以下 この号において「組織規程」という。) 第3 章第7節及び第8節並びに第9節から第1 1節まで(第47条第1項に定める組織のう ち図書館機構を除く。) に定める施設等をい う。)をいい、組織規程第56条第1項の部 局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通

改 正 後

部等を含む。)をいう。)、事務本部及び各共 通事務部をいう。

(同 左)  $2\sim5$ 

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(用語の定義)

第2条

(7) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究 所、附属図書館、医学部附属病院及び各セン ター等(国立大学法人京都大学の組織に関す る規程(平成16年達示第1号。以下この号 において「組織規程」という。)第3章第7 節及び第8節並びに第8節の3から第11 節までに定める施設等をいう。)をいい、組 織規程第56条第1項の部局事務部等を含 む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義)

第2条

(2) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各 附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及 び各センター(国立大学法人京都大学の組織 に関する規程(平成16年達示第1号。以下 この号において「組織規程」という。) 第3 章第7節及び第8節並びに第8節の3から 第11節まで(第47条第1項に定める組織 のうち図書館機構を除く。) に定める施設等 をいう。)をいい、組織規程第56条第1項 の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各 改 正 前 改 正 後

事務部をいう。

(後 略)

共通事務部をいう。

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

# 京都大学自家用電気工作物保安規程 (昭和46年達示第18号)

(前略)

(部局における管理)

第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)及び事務本部をいう。以下同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)が管理するものとする。

(後略)

#### 京都大学における放射性同位元素等の規 制に関する規程

(令和元年達示第50号)

(前略)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。

 $(1) \sim (16)$  (略)

(17) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部であって、1名以

(部局における管理)

第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)及び事務本部をいう。以下同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(事務本部にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)が管理するものとする。

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。



(17) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部であって、

改 正 前 改 正 後

上の登録者が所属する組織

 $(18) \sim (21)$  (略)

(後略)

京都大学における動物実験の実施に関す

(平成19年達示第72号)

(前略)

る規程

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(13) (略)
  - (14) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、 医学部附属病院及び各センター等(国立大学 法人京都大学の組織に関する規程(平成16 年達示第1号)第3章第7節及び第8節並び に<u>第9節</u>から第11節まで(第47条第1項 に定める組織のうち図書館機構を除く。)に 定める施設等をいう。)をいう。

(後略)

京都大学における家畜伝染病の発生の予防に関する規程

(平成25年達示第46号)

(前略)

(定義)

- 第2条 この規程における用語の定義は、次の各 号に定めるところによる。
  - (1)~(3) (略)
  - (4) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、 附属図書館、医学部附属病院及び各センター 等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及 び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機 構を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。

(後略)

1名以上の登録者が所属する組織

(18)~(21) (同 左)

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の定義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(13) (略)
  - (14) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、 医学部附属病院及び各センター等(国立大学 法人京都大学の組織に関する規程(平成16 年達示第1号)第3章第7節及び第8節並び に<u>第8節の3</u>から第11節まで(第47条第 1項に定める組織のうち図書館機構を除 く。)に定める施設等をいう。)をいう。

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各 号に定めるところによる。

(1)~(3) (同 左)

(4) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、 附属図書館、医学部附属病院及び各センター 等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節及 び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書 館機構を除く。)に定める施設等をいう。) をいう。

#### 京都大学排出水・廃棄物管理等規程 (昭和54年達示第11号)

(前略) (定義) 第2条 . (略)

3 この規程において「部局等」とは、各研究科、 各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各 センター等(国立大学法人京都大学の組織に関 する規程(平成16年達示第1号)第3章第7 節及び第8節並びに第9節から第11節まで (第47条第1項に定める組織のうち図書館 機構を除く。)に定める施設等をいう。)並び に事務本部をいう。

(後 略)

#### 京都大学危機管理規程

(平成23年達示第64号)

(前略)

(定義)

- 第3条 この規程における用語の定義は、次の各 号に定めるところによる。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究 所、附属図書館、医学部附属病院及び各セン ター等(国立大学法人京都大学の組織に関す る規程(平成16年達示第1号。以下この号 において「組織規程」という。)第3章第7 節及び第8節並びに第9節から第11節ま でに定める施設等をいう。)をいい、組織規 程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、 事務本部及び各共通事務部をいう。

 $(4) \sim (6)$  (略)

(後 略)

(定義)

第2条 (同 左)

3 この規程において「部局等」とは、各研究科、 各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各 センター等(国立大学法人京都大学の組織に関 する規程(平成16年達示第1号)第3章第7 節及び第8節並びに第8節の3から第11節 まで(第47条第1項に定める組織のうち図書 館機構を除く。) に定める施設等をいう。) 並 びに事務本部をいう。

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(定義)

第3条 (同 左)  $(1) \cdot (2)$ 

> (3) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究 所、附属図書館、医学部附属病院及び各セン ター等(国立大学法人京都大学の組織に関す る規程(平成16年達示第1号。以下この号 において「組織規程」という。)第3章第7 節及び第8節並びに第8節の3から第11 節までに定める施設等をいう。)をいい、組 織規程第56条第1項の部局事務部等を含 む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。

(4)~(6) (同 左)

附 則(令和7年達示第21号) この規程は、令和7年4月1日から施行する。

国立大学法人京都大学旅費規程 (平成18年達示第36号)

(前略)

(用語の意義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用 語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
  - (1)~(5) (略)
  - (6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、監事支援室及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。
  - (7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属 図書館及び医学部附属病院の長並びに副学 長、教育院長(組織規程第47条第1項に定 める教育院等の長をいう。)及び高等研究院 の長をいう。

(8) (略)

(後略)

(用語の意義)

改

第3条

一(同 左)

正

後

- $(1) \sim (5)$
- (6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節及び第8節並びに第8節の3から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFOオフィス、広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室並びに各共通事務部をいう。
- (7) 部局長 前号の研究科、附置研究所、附属 図書館及び医学部附属病院の長並びに副学 長、本部長(組織規程第46条の3に定める 事業推進組織の長をいう。)、教育院長(組 織規程第47条第1項に定める教育院等の 長をいう。)及び高等研究院の長をいう。

(8) (同 左)